

令和4年 教育委員会第8回定例会 会議録

日時 令和4年4月26日（火）

午後3時00分～午後4時20分

場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども施設課】

(1) 議案第15号「区立九段小学校の景観重要建造物への指定に係わる同意」

【指導課】

(2) 議案第16号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」

第 2 協議

【指導課】

(1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 3 報告

【文化振興課】

(1) 登録有形文化財（建造物）「高畠家住宅」について

【指導課】

(1) 保護者を対象としたICT利活用に関するアンケート調査の結果について  
(2) リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の学校の対応について

第 4 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（5月5日号）

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（12名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳

教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	大塚 立志
指導課長	山本 真
地域振興部副参事	七澤 将

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

堀米 教育長	<p>開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。</p> <p>ただいまから、令和4年教育委員会第8回定例会を開会します。</p> <p>本日、教育委員は全員出席です。</p> <p>今回の署名委員は、金丸委員にお願いいたします。</p> <p>議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を子ども総務課長、お願いします。</p>
子ども総務課長	<p>はい。子ども総務課長です。</p> <p>本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、そして私の子ども総務課長です。オンライン出席している幹部職員は、私が職名等を読み上げますので、返事のほうをお願いいたします。</p> <p>それでは、読み上げます。</p> <p>地域振興部副参事。</p>
地域振興部副参事	七澤です。よろしくをお願いします。
子ども総務課長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>教育政策担当課長。</p>
教育政策担当課長	はい。原水です。よろしくをお願いします。
子ども総務課長	<p>はい。</p> <p>子ども支援課長。</p>

子ども支援課長	はい。子ども支援課長です。
子ども総務課長	はい。 子育て推進課長。今、席を外しているようなので、後ほど確認させていただきます。
児童・家庭支援センター所長	児童・家庭支援センター所長。
子ども総務課長	はい。児童・家庭支援センター所長です。 はい。 子ども施設課長。
子ども施設課長	はい。赤海です。こんにちは。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	はい。 学務課長。
学務課長	はい。大塚です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	はい。 指導課長。
指導課長	はい。指導課長、山本です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	はい。 九段中等教育学校経営企画室長。今、通信が途切れているようですので、後ほど確認させていただきます。 以上のとおりの出席状況でございます。よろしくお願いいたします。

## ◎日程第1 議案

### 子ども施設課

(1) 議案第15号「区立九段小学校の景観重要建造物への指定に係わる同意」

### 指導課

(1) 議案第16号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」

堀米教育長	それでは、日程第1、議案事項に入ります。 区立九段小学校の景観重要建造物への指定に係わる同意につきまして、子ども施設課長よりご説明をお願いします。
子ども施設課長	はい。子ども施設課長です。よろしくお願いいたします。 それでは、議案第15号、区立九段小学校の景観重要建造物への指定に係わる同意についてご説明いたします。 九段小学校の校舎につきましては、現在、景観まちづくり重要物件として指定を受けているところでございますが、去る2月14日、本区の景観まちづくり審議会におきまして、景観重要建造物に指定することについて「異議なし」とされたところでございます。これにつきましては、前回、4月12日の教育委員会でご協議いただいたものでございます。 今回、議案をおめぐりいただきまして、資料の2枚目でございますとおり、千代田区長から教育委員会に対しまして指定の同意について照会があり

ました。これについて教育委員会として同意するか否かの決定を賜るものでございます。

議案第15号のご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

前回協議を頂きましたが、ここで何か質問、ご意見ありましたらお願いします。

俣野委員、どうぞ。

俣野委員

この指定されるのは、期限は決まっているのですか。

堀米教育長

子ども施設課長。

子ども施設課長

いつまでという期限はございません。この指定は永続するものでございます。

俣野委員

そうすると、例えば、何十年もたった後に、例えば補修とか、そういうものの場合の補助金とか、そういったものは出るものなのですか。景観重要建造物に指定したことによって、それを保つためのいろいろな費用というのはどういう形になるのでしょうか。

堀米教育長

子ども施設課長。

子ども施設課長

基本的には、この重要建造物になった場合、前回少しお話ししたように、例えば高畠家のようなもの場合には、千代田区からの補修に当たってのいわゆる助成というものは適用されるかと思えます。一方で、今回の九段小学校につきましては、これは区立の小学校になりますので、このいわゆる景観に対しての助成金というものはない状況でございます。一方で、国などの学校へのいわゆる整備の補助金といったものは別につけられることになるかと思えますので、遠回りしましたが、区景観重要建造物に対してということでは補助金はないというふうに認識してございます。

俣野委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

堀米教育長

ほかにご質問ございますでしょうか。

長崎委員。

長崎委員

これが指定されることによって、子どもたちの教育活動に何か制限がかかったりとか、そういう心配というかはないのでしょうか。

堀米教育長

子ども施設課長

子ども施設課長

基本的には、そういった面での制限はございません。学校の外観、校舎の外観に対しての重要であるということでの指定ではあるのですが、これによって子どもが例えばボールを投げて当てるというようなことに関しては、それをやってはいけないぐらいのことがあるのかもしれませんが、過度に制限をするようなものではないというふうに受け止めております。

長崎委員

はい。ありがとうございます。

堀米教育長

ほかにご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

それでは、こちらは議案ですので採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

全員賛成により可決されました。

では、続きまして、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長

はい。指導課長です。

それでは、私から、議案第16号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本改正の趣旨につきましては、別添資料の項目1をご覧ください。

1、趣旨といたしましては、会計年度任用職員に対する期末手当の取扱いについて、現行制度では、期末手当の基準日である6月1日の前1か月以内に常勤職員を退職し、引き続いて会計年度任用職員になった職員は、会計年度任用職員としての支給要件を満たさない場合、期末手当が全く支給されない状況が発生するため、千代田区教育委員会規則の見直しを行うものとなります。

具体的には、基準日が6月1日であることから、その1か月以内、要は5月中に常勤職員を退職した場合には、常勤職員としての給与月額を基に期末手当が支給されるにもかかわらず、基準日である6月1日から1か月以内、5月中に常勤職員を退職し、引き続き会計年度任用職員になった場合には、当該職員が会計年度任用職員としての支給要件を満たさない場合には期末手当が全く支給されない、あるいは支給額が下がる可能性があるための規則の改正を行うものとなります。

2、改正内容ですけれども、こちら議案第16号をご覧ください。現行の支給対象外職員の中から、第2条(4)の2、退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受けることとなった者を削除する内容となります。このことにより、退職後引き続いて会計年度任用職員となった場合にも期末手当が支給されることとなります。

3、改正を予定している条例は、議案第16号記載の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則となります。

4、新旧対照表は議案第16号のとおりとなります。

5、施行予定期日ですが、議案第16号にも附則のところにも記載のとおり、予定期日は令和4年5月1日を予定しております。

別添資料6に記載のその他として、会計年度任用職員に対する期末手当の取扱いの見直しに関する整備は、幼稚園職員の期末手当に関する規則の解釈及び運用指針の一部を改正することで対応するということとなります。

具体的には、常勤職員等として期末手当と会計年度任用職員としての期末手当の両方をそれぞれの職の在職期間における欠勤等の日数に応じた額で支給できるということとなります。

本件については以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

このことについて何かご質問がありましたらお願いいたします。

侯野委員、どうぞ。

侯野委員 この制度というのは、今まではずっとこれでやってきて、文句とってはおかしいけれども、出なかったわけなのですか。今回はどんなきっかけでこういう形になったのでしょうか。

堀米教育長 指導課長、お願いします。

指導課長 はい。指導課長です。

これまでこういったことに対する問題という点につきましては、このケースが非常にレアなケースとなりますので、そういったことについては顕在化してこなかったということになります。

堀米教育長 要は、今までこの対象はいなかったということですね。

指導課長 そうですね。おっしゃるとおりです。

侯野委員 分かりました。

堀米教育長 ほかにございますでしょうか。

長崎委員 長崎委員。

長崎委員 今まではいなかったというのは、今年度こういうケースが発生したということなのでしょうか。

堀米教育長 指導課長。

指導課長 指導課長です。

今年度こういったケースが発生したということでもございません。ただ、今後そういったケースが発生した場合には、こういった適用をするということでご認識いただければと思います。

長崎委員 はい。ありがとうございます。

年度が始まって5月中に常勤を退職して会計年度職員に、何でしょう、替わるというケースというのは、レアと思っていていいのでしょうか。

堀米教育長 指導課長、お願いします。

指導課長 指導課長です。

私は非常にレアなケースであるというふうに考えております。

長崎委員 ありがとうございます。

堀米教育長 ほかにご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 では、議論をこれで終了させていただきます。

議案ですので、これについて採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

全員賛成により可決されました。

◎日程第2 協議

## 指導課

### (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 堀米教育長      それでは、日程第2、協議事項に入ります。  
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、指導課長、説明をお願いします。
- 指導課長      指導課長です。  
続きまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について、資料に基づきまして説明させていただきます。
- 1、趣旨ですけれども、東京都や他団体との均衡を図るために、教員の特殊業務手当の見直しを行うものとなります。
- 2、改正の内容につきましては、教員の特殊業務手当の上限額を、従来これまでの6,400円から1万6,000円に改正するものとなります。
- 具体的には、資料に記載してはございませんが、この教員特殊業務手当は、非常災害時における教員の特殊業務の際の手当であり、例えば、特に被害が甚大な災害が発生した場合の幼児等の避難住民を救援業務をする等の際に、これまでは6,400円だったものが改正後は1万6,000円となるというものになります。
- 3、改正を予定している条例については、幼稚園教育職員の給与に関する条例となります。
- 4、新旧対照表、別紙をつけております。特殊勤務手当について記載されている第16条及び第17条の1項、2項につきましては現行と同様となります。第17条の3項の部分で金額の上限が6,400円から1万6,000円に変更となっております。
- 5、施行予定期日ですが、予定期日は公布の日となっておりますが、新旧対照表附則にも記載のとおり、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当についてこれを適用し、同日前の勤務に係る特殊業務手当については従前のものとするということとなります。
- 本件について説明は以上です。
- 堀米教育長      はい。ありがとうございます。  
それでは、ご質問ありますでしょうか。  
金丸委員、どうぞ。
- 金丸委員      先ほど例がないという話がありましたけれども、同じ問題で、この手当は過去に支給されたことがあるのでしょうか。
- 堀米教育長      過去というと、どのぐらいの。
- 金丸委員      20年ぐらいの間という意味ですけれども。
- 堀米教育長      指導課長、お願いします。
- 指導課長      指導課長です。  
指導課でも過去の例をちょっと調べてみたのですがけれども、そういった例は調べた限りではないようです。東日本大震災等のときのこととも確認してみ

たのですが、そういった事例はなかったようです。

金丸委員 ありがとうございます。

堀米教育長 では、4月1日からもなかったということですね。  
ほかにございますでしょうか。

長崎委員 長崎委員。  
この手当に関しては、会計年度職員にも適用されると思っていてよろしいのでしょうか。

堀米教育長 指導課長、お願いします。

指導課長 指導課長です。  
こちらは正規の職員ということでご認識いただければと思います。

長崎委員 もし会計年度の方が何か災害時にというようなときは、また別に何か条例があつたりするのですか。

堀米教育長 指導課長、お願いします。

指導課長 指導課長です。  
そちらについては、ちょっと確認をさせていただければと思います。申し訳ございません。

長崎委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

堀米教育長 特殊勤務手当そのものは常勤の職員としてあるということで、会計年度任用講師についてはないということだそうです。

長崎委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

堀米教育長 ほかにございますでしょうか。

金丸委員 金丸委員、どうぞ。  
形式的にはよく分かったのですけれども、実際にこの特殊業務をしなければいけないという状況が生まれたときに、正規の職員だけで対応できるのかという問題はきっとあるかと思うのですね。そういうことを考えたときに、これはこれでいいのですけれども、会計年度職員のような方々がそういう業務につくことを想定した規定を設ける必要があるのではないかというちょっと疑問が湧いてきました。

堀米教育長 これについては、何か指導課長、補足することありますか。

指導課長 大変申し訳ありません。会計年度任用講師につきましては、先ほどの教育長のお話のとおりということで考えております。

堀米教育長 業務内容には今のところ入っていないということですよ。教員の場合は、いわゆる歯止め4項目の中で緊急時の対応というのが入っていますので、一応管理職の命令で来るといようなことになるかと思うのですが、そのときの状況によって、またいろいろまた考えることもあるかもしれません。どうぞ、現在の時点では対象は正規教員ということでございます。  
ほかにご質問ありましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 これは協議ですので、では、協議を終了させていただきます。

◎日程第3 報告

文化振興課

(1) 登録有形文化財(建造物)「高畠家住宅」について

指導課

(1) 保護者を対象としたICT利活用に関するアンケート調査の結果について

(2) リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の学校の対応について

堀米教育長

それでは、日程第3、報告事項に入ります。

登録有形文化財(建造物)「高畠家住宅」につきまして、地域振興部副参事、説明をお願いいたします。

地域振興部副参事

はい。4月1日付で地域振興部の文化財担当の副参事を拝命しております七澤と申します。俣野委員と佐藤委員には、福祉総務課時代にいろいろお世話になりました。ありがとうございました。このようなところで挨拶するのも失礼かと思いますが、ご容赦ください。

私からは、国の有形文化財に登録される見込みとなりました高畠家住宅についてご報告をさせていただきたいと思っております。

資料をご覧ください。今回、登録される高畠家住宅は、淡路町ワテラスの西側に隣接した地域になります。住所で言うと神田駿河台四丁目になります。大正15年に建てられた近代和風建築ということで、大変貴重な建築物として登録されることになりました。

実際は、有形文化財として登録されるのは、下の写真にあるように、母屋全部と正門、あと塀及び石垣の1件の3棟になります。所有者は高畠さん個人の所有になっております。

もともとこの建物は伊勢丹の創業者の一族の隠居所として建てられたものでございまして、大正末期から昭和の初期の近代和風建築物として、奇跡的に戦火を免れた、貴重な建造物となっております。また、この建物の特徴といたしまして、大正12年に関東大震災が起こって二、三年後に建てられたということで、床下の柱等に当時の耐震設備を備えているという点で、歴史的に大震災という歴史を今に伝える貴重な建築物ともなっております。この数年間、区の学芸員が文化庁に提出する関係書類の作成をお手伝いしながら、このたび文化庁の文化審議会が文部科学大臣に対して高畠家住宅の国の登録有形文化財に登録するよう答申が行われたため、教育委員会の方々にもご報告するものでございます。

本件については、5月5日号の広報千代田にも掲載する予定になっております。

私からの説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ご報告ありがとうございました。

ご質問等ありましたらお願いいたします。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員 この高畠家住宅が非常に価値の高いということはこの写真からも十分によく分かるのですけれども、国登録有形文化財に今回登録される。その登録される前の段階では、千代田区の景観重要建物等には指定はされていなかったのでしょうか。

堀米教育長 副参事、お願いします。

地域振興部副参事 副参事です。

堀米教育長 景観、そちらのほうには、ご指摘のとおり、たしか平成15年ぐらいだったと思うのですが、登録はされております。

金丸委員 そうですか。

金丸委員 登録されているとすると、これで国の有形文化財に登録されることによって、区のほうは外れるということなののでしょうか、それともダブルで登録された状態が続くということなののでしょうか。

地域振興部副参事 ダブルで登録されるということになっております。

金丸委員 ありがとうございます。

堀米教育長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 では、ご説明ありがとうございました。

続きまして、保護者を対象としたICT利活用に関するアンケート調査の結果につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 指導課長です。

それでは、保護者を対象としたICT利活用に関するアンケート調査の結果について報告いたします。

- 1、調査期間といたしましては、令和4年1月中旬から令和4年1月28日までの期間で実施いたしました。
- 2、調査対象及び回答数は、区内公立学校に通う児童・生徒4,941名の保護者のうち、回答数は2,416件でした。なお、4,941人は児童・生徒数であり、きょうだいがいるご家庭のほとんどは1家庭で回答していただいております。
- 3、調査方法につきましては、Microsoft Formsを活用し、選択式と記述式で行いました。
- 4、結果と考察です。

設問1「学校から配布されたタブレット活用のルール等をもとに、家庭でのルールについてお子さまと確認したり話し合ったりしていますか」という設問には、84%の保護者が「はい」と回答しました。考察といたしましては、今後も引き続き各家庭で話し合う場を設定していただき、定期的に繰り返し確認をする必要があると感じております。

設問2「お子さまが学校から貸与されたパソコンを持ち帰ってきて、成長

を感じたこと、よかったことなどはありますか」という設問については、約60%の保護者が「タイピングスキルが向上した」と回答しております。考察といたしましては、「今のところ成長を感じたりよかったと思ったりしたことはあまりない」と回答した約30%、この結果はコロナ禍で学校公開がほぼできない等、活用場面を見る機会がなかったことも考えられます。各学校には、学校便りやホームページ等を通して、活用場面を積極的に発信するように依頼していきます。

資料裏面になります。設問3「お子さまが学校から貸与されたパソコンを持ち帰ってきて、保護者の方がこれまでに困ったこと、現在困っていること、悩んでいること、心配に思っていることはありますか」という設問では、約50%の保護者が「特にない」と回答しております。こちら考察といたしましては、「学校でどのような活用をしているか分からない」と回答した約30%の結果につきましては、教育委員会といたしましても保護者向けオンラインセミナーを開催したり、リーフレットを配布したりして、取組を周知してまいります。

設問4「タブレットを活用するお子さまや学校ICT化において、今後期待していることがありましたらお書きください」。こちら自由記述も含めてということになりますけれども、主な回答としましては、「配布物のペーパーレス化をしてほしい」、「学校でも家庭学習でも、さらにタブレット端末を活用してほしい」、「保護者会等をオンラインで参加できるようにしてほしい」との回答が多く寄せられました。考察といたしまして、配布物のペーパーレス化、保護者会等のオンライン開催等については、各学校の実態に応じながら既に実施しているところではございますが、アナログとデジタルの二項対立の構図ではなく、メリット、デメリットを踏まえたうえで、バランスを考えながら学校のICT化を図っていきたいと考えております。

設問5「学校で子どもたちがタブレットを活用する授業において、学校の必要に応じてボランティアとして子どもたちの支援をすることが可能ですか」という設問では、15%の保護者の方に「はい」と回答をいただきました。考察といたしまして、「はい」と回答していただいた15%のうち、「子どもたちの操作支援」が71%、「ゲストティーチャーとしてプログラミング等の講師」が16%、その他が13%という結果となりました。今後、学校の必要に応じて保護者に依頼することが出てくるというふうと考えております。

最後5番、今後の展望となります。本調査結果を保護者向けのオンラインセミナーですとか、リーフレットを配布したりして周知してまいりました。引き続き、「ちよだスマートスクール」の充実に向け、教育委員会として学校や保護者に対してどのような支援ができるのかを検討してまいりたいと考えております。

本件につきましては以上です。

はい。ありがとうございます。

ICT利活用に関するアンケート調査の結果をまとめていただきました。

堀米教育長

考察もつけていただきました。

このことについて何かご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

このアンケート結果をどう読むかという問題があるかと思います。まずは設問の1では、やはり「いいえ」が16%もあったということは、少し気をつけて見なければいけないのかというふうに思いました。それから、設問3では「学校でどのような活用をしているのかが分からない」というのは、多分コロナの関係で授業参観等がないことがより大きなダメージになっているだろうということでは、これからだんだんそれを広げていくことで解決するものなのだろうというふうに感じました。

あと、大きな問題として、保護者会をインターネットを使ってという話がありましたけれども、実は、例えば麴町中学校では、たしか昨年度だったと思いますが、PTAの会長が途中でイギリス転勤になってしまったのですね。その後、イギリス転勤ですけれども、インターネットを使って会議に参加してきたということをやっていました。そういうことを考えたときに、これから逆にこういうことができること自身が役員の選考についてかなり大きな問題をもたらす危険性があるかという感じを受けました。

以上です。

堀米教育長

はい。3点ございました。指導課長、3点について、もしお答えすることがあればお願いいたします。

指導課長

はい。ありがとうございます。指導課長です。

まず、設問の1、家庭でのルールにつきまして、16%の方が「いいえ」とお答えしていただいている。この数値を多いと見るのか少ないと見るのかというところにもなるかと思えますけれども、例えばタブレットを配布した時点においてはある程度ルールを話し合っていたいただけたけれども、このところ話し合っていないというような認識の方も「いいえ」に回答しているケースもあるかというふうに考えております。回答の度合いについては各家庭それぞれなのかと思えますので、引き続き教育委員会あるいは学校といたしましても、ルールの徹底といたしますか、確認を各家庭に呼びかけていきたいというふうに考えております。

また、保護者会等のオンライン化につきましては、先ほども申し上げました、ここについてはメリットも当然ありますしデメリットもあろうかと思えます。それぞれのよさを生かしながら、オンライン化あるいは対面化を進めていく必要があるのかなというふうに考えているところです。

私からは以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

できる人できない人もまだ保護者の中でもいますので、その辺できる前提だとなかなかまだうまくいかないのかなというふうにも思っております。

2回目の保護者の対象のセミナーはどのぐらいの視聴率があったのか今分かりますでしょうか。

指導課長 はい。2回目につきましては、2月に実施をさせていただいたところで、正式な視聴率ですとか、またその後も継続的に見ることができるようにしておりましたので、その人数等につきましては、また後ほど回答させていただきます。

堀米教育長 はい、分かりました。  
その辺も見ていただけると分からないというのではないかと思うのですが、往々にして、そういう人はそういうところもなかなか見る機会もないということで、そういう保護者にどのようにまた今後アプローチしていったらいいかと。本年度も一応やる予定ということで、この辺をさらに、分からない人を少なくしていこうというような取組でしょうか。

指導課長、どうぞ。  
指導課長 今年度の取組につきましても、今、教育長のお話がありました、保護者オンラインセミナーにつきましては、時期はこれから検討させていただきますが、開催する予定と考えております。それからリーフレットにつきましては、先日4月中旬に各学校を通して家庭に配付をさせていただいたところで、

堀米教育長 はい。ありがとうございます。  
ほかにご質問ありますでしょうか。  
よろしいですか。

(なし)

堀米教育長 はい。ありがとうございます。  
では、続きまして、リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の学校の対応につきまして、指導課長、お願いします。

指導課長 はい。指導課長です。  
引き続きまして、リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の学校の対応について、報告をさせていただきます。

資料1枚目をご覧ください。1、千代田区立学校・園の対応についてですが、東京都は4月24日までとしていたリバウンド警戒期間を5月22日まで延長することとしたこと。また、東京都教育委員会教育長から通知が発出されたことを受けまして、4月22日に千代田区立学校・園に別紙資料のとおり通知をいたしました。

2、前回、3月22日に発出したまん延防止等重点措置の終了に係る前回の通知からの変更点を資料2に記載してございます。

前回と今回の通知の変更点を報告させていただきます。

まず、3、教育活動に関することについてです。前回通知では、(4)において、春季休業中について述べておりましたが、今回通知では、ゴールデンウィーク期間中についても児童・生徒の健康管理を徹底するなどの感染症対策を徹底するとしております。また、東京都教育委員会の作成した「ゴールデンウィーク用の感染症対策チェックリスト」を活用して注意喚起を図るとしております。

続いて（６）学校行事等につきましては、宿泊を伴う行事の実施に際しまして、引率する教職員は事前に抗原検査を実施するとしております。

４番、学校運営の継続計画の作成についてです。これまでの「オミクロン株」という記載から「変異株」という記載に変更してございます。

主な変更点は以上となります。

引き続き各校・園における感染症防止対策の徹底をした上で教育活動を進めてまいります。

本件については以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございました。

リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の学校の対応ということで説明がございました。このことについてご質問等ありましたらお願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員

すみません。ゴールデン期間中についても、児童・生徒の健康管理を徹底するなどのチェックをするということなのですが、子どもたちは３、４、５の３日間で、普通に月と金は学校に行っているのですが、それでもやはり必要でしょうか。

堀米教育長

指導課長、お願いいたします。

指導課長

指導課長です。

東京都で作成いたしましたチェックリスト、こちら必ずということではありませんけれども、積極的に活用していただき、火、水、木の健康管理もしっかりとさせていただくというようなことでございます。

堀米教育長

特に出歩く機会が多いので、そこはしっかりと感染対策をしながらという注意喚起なのかなということが含まれているのではないかと思います。

佐藤委員

はい、分かりました。

堀米教育長

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

今の佐藤委員の質問とほぼ一緒なのですが、要するにゴールデンウィーク期間中というのは、休みのときですから、先生方に対してそういう注意喚起をしても実効性がないので、それをどうやって親に伝えるかが一番の大きな問題なのかなという感じがいたしました。

堀米教育長

このことについては、指導課長、お願いします。

指導課長

そこも含めて４月２２日で通知をさせていただいておりますので、学校・園から家庭にきちんと周知していただきたいというふうに考えております。

堀米教育長

この通知を基に、また学校から家庭への注意喚起をするというようなことでしょうか。

指導課長

指導課長です。

この通知の内容につきまして、通知を活用していただいて、各学校から保護者に周知していただきたいと考えております。

堀米教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。

報告事項、最近の新規感染の報告事項は大分少なくなってきているのかというふうに思うのです。保育園のほうも、今までA4で1枚ずつであったのが大分三、四行になってきたというような感覚ではあるのですが、都全体ではまだまだ、数千ということに。

金丸委員  
子ども総務課長

1か月前の数字で比べると、やはり相当増えていますよね。  
子ども総務課長です。

全体の感染者数としては、先月と比べたら、4月のほうが多いです。2週間ぐらい前、一時期ぐっと増えたのですが、先週末ぐらいから新規の陽性者数はちょっと減少傾向にありまして、ちょっと現場も落ち着きを見せているのかなというのと、濃厚接触者へのPCR検査も、高齢者施設中心としてやっている状況になっているので、皆さん症状がある方は医療機関に行って検査をしていただくという体制の影響もあるかと思えます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

なかなか終息というのはいきませんが、感染対策だけはまずしっかりやるというのが我々ができることかと思っているのですが。

ほかにご質問があったらお願いします。

よろしいでしょうか。

(なし)

指導課長

教育長、すみません。

堀米教育長

はい。指導課長、どうぞ。

指導課長

ありがとうございます。

このタイミングで、先ほど頂きました質問について回答させていただいてもよろしいでしょうか。

堀米教育長

はい。お願いします。

指導課長

はい。保護者のセミナーに関するご質問を頂いたところです。第2回目、2月に開催いたしましたオンライン保護者セミナーにつきましては、当日ご視聴いただいた保護者の方が約50名、それから、2月中、録画視聴することも可能となっておりますので、そこで録画視聴していただいた方が530名、合計約580名となっております、これは第1回目、合計が320名となっておりますので、増加しているというような傾向でございます。

すみません。ご報告は以上です。

堀米教育長

はい。どうもありがとうございました。

もう少し増やしたいという感じはありますけれども、休み中の発信だと、なかなか見ていただけないのが現実なのかと思います。ただ、いつでも見られるような状況にはしてありますので、その辺の意識をやはり高めていく必要もこれからあるのかと思っております。

では、よろしいでしょうか。

#### ◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(5月5日号)

堀米教育長

日程第4、その他事項に入ります。

教育委員会行事予定表、広報千代田(5月5日号)につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長

はい。教育委員会行事予定表のほうをご覧ください。4月26日から6月6日までの予定が記載されてございます。5月10日なのですけれども、本来ですと教育委員会定例会の予定でございましたが、こちらについては案件も少ないこともあり中止とし、その代わりに教育委員訪問として、さくらキッズであるとか白鳥教室であるとかの訪問をしていただくというところで、そちらの詳細については、後ほど閉会後にご説明したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そのほか、5月20日、5月21日には九段中等教育学校、麴町中学校、神田一橋中学校の体育祭が予定されております。こちらのほうもまだコロナ禍でございますので、教育委員の出席はご遠慮いただくという形を取ってございます。

そのほかの予定については後ほどご確認ください。

続いて、広報千代田(5月5日号)の広報原稿一覧のほうをご覧ください。子ども部からは4件、地域振興部からは11件、広報が掲載される予定となっております。

子ども部からは、子育て推進課から各種手当の申請についてですとか各種手当の一覧が載る予定です。また、児童・家庭支援センターからは、「親と子の絆プログラム」ACT(アクト)すこやか子育て講座と、あと子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会の記事が載る予定でございます。

そのほか地域振興部の案件についてはご説明いたしません、広報が発刊された際に内容をご確認いただきたいと存じます。

説明のほうは以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

教育委員会行事予定のほうですが、教育委員会訪問が始まります。ぜひ、大変ご多忙になりますが、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

この件につきまして何かご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

昨年度も、九段中等や麴町、神田一橋の運動会は、教育委員は参加はもちろんしていなかったわけですが、たしか放送は流れていたかというふうに記憶しています。今回も放送はするという事なのでしょうか。

堀米教育長

指導課長、お願いします。分かる範囲で結構ですが。

指導課長

指導課長です。

今年度の実施体制、放送体制につきましては、改めて確認をさせていただ

きまして、分かった時点でまたお知らせさせていただきたいと思います。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。  
今の時点では、まだ学校からも、決まった連絡はないということですよ  
ね。

指導課長 そうですね。どういった体制にするかというところは、今、学校のほうでも検討されているのではないかとこのように考えております。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。  
ほかにご質問がありますか。  
教育委員から情報提供等ありましたらお願いしたいというふうに思います。  
いかがでしょうか。  
俣野委員、お願いします。

俣野委員 今日の朝刊に「デジタル教科書の使い勝手調査」というのが出ていたのですけれども、当区は、今、デジタル教科書に対してどんな対応をされているのでしょうか。

堀米教育長 では、デジタル教科書が入っている教科とかがありますが、指導課長、お願いいたします。

指導課長 はい。指導課長です。  
本区の場合におきましては、小学校、中学校ともに、国語、算数・数学が入っております。また、今年度から小学校五、六年生の外国語、そして中学校の英語についても、デジタル教科書を活用しております。

堀米教育長 俣野委員、どうぞ。

俣野委員 はい。現場から何か使いやすいとか、そういったものというのは何か出てきているのでしょうか。

堀米教育長 指導課長、お願いします。

指導課長 はい。指導課長です。  
例えば、国語ですとか英語で音読機能も入っておりますし、もちろん英語の先生の発音も大変すばらしいと思いますけれども、ネイティブなところでの発音というのでも聞くことができますので、そういったところでは大変効果的に活用できるのではないかとこのように思います。

俣野委員 おおむね好評という考え方でよろしいですか。今日の新聞なんかを見ると、非常に過半数が使いやすいみたいな形になっているのですけれども、当区においても、そういう、おおむね好評ということでよろしいわけですか。

堀米教育長 指導課長、お願いします。

指導課長 はい。指導課長です。  
報道によりますと、紙ベースのほうが記憶しやすいですとか、そういった反対といたしますか、ご意見も載っていたかというふうに記憶しておりますけれども、本区の場合、こちらのほうに届いている声ではおおむね好評というふうに感じております。

俣野委員 はい。ありがとうございました。

堀米教育長 それぞれのよさを生かしながらと。両方使いながらというのが当面の、デジタルだけというのもいろいろ意見があると思うのですよね。学校でも、今、子どもたちの入っているデジタル教科書もうまく使いながらというふうにやって、たしかノートか何かで書き込んだのが記憶できる、自分の学習の変遷が見られるという機能もあると聞いているのですが、指導課長、いかがでしょうか。

指導課長 はい。指導課長です。

例えば、教員あるいは子どもが教科書の本文にアンダーラインを引いた、それを保存しておけば、次の授業のときにもまたそのまま活用できるというような機能もございます。

堀米教育長 これもやはり教師の指導力でいかに一緒に、使われてしまうのではなくて使っていくかというようところが大事なかというふうに思っていますが、こういった研修も今後も続けていくと思われませんが、指導課長、いかがでしょうか。

指導課長 指導課長です。

教育長が今おっしゃっていただいたとおり、本当に、使い方によって、より効果的に活用できるかどうかというところがかかってくるかと思います。指導課といたしましても、デジタル教科書のより効果的な活用というような研修も組んでいければというふうに考えているところです。

堀米教育長 はい。

ほかにございますでしょうか。

では、情報提供、金丸委員。

金丸委員 三つばかり。

一つは、4月16日の共同通信の記事で、酒田の市立中学校の1年の石澤さんという女の子が昨年の2月に学校で自殺したということがありましたけれども、それについて、調査した第三者委員会が取りまとめた報告書で、いじめを認定していたと。ところが、酒田の教育委員会がその報告書を遺族に渡すに当たって、報告書の内容を他言しないようにということで署名捺印を求めたと。ちょっともう、非常識極まりないと思うのですけれども、そんなことがあって、もちろん被害者の遺族のほうはサインはしなかったのですが、そういうふうになって、また大きな問題になってしまうということは目に見えているということを考えると、もちろん千代田区でそんなことは起きないと思うのですけれども、万が一同じような問題が起きたときにどういうふうに段取りをしたらいいのかということ、問題が起きる前にある程度想定しながら対応策を考えたほうがいいのかと思ったのが1点です。

それから、次が4月18日の読売新聞で、津波や大雨などで浸水の危険がある浸水想定区域に立地する保育園や幼稚園などが全国の主要都市で約4割に上っているというのがアンケート調査で分かったと。それを見て、千代田区は一体大丈夫なのだろうかということ、ちょっと心配になったので、これがどうなっているかということをお聞きしたかったのが2点目です。

3点目は、4月20日のNHKの6時からのニュースの中で、給食の原材料費が次々と値上げになっていて、給食の手配に問題が生じているということを書いていましたけれども、千代田区では、今、現状としてどうなのだろうか、これをお聞きしたいというのがもう一つです。

以上です。

堀米教育長

はい。3点ございました。

では、1点目のほうのいじめに関することですが、特に重大事態が発生した場合の対応ということとして、まず、では指導課長のほうからお願いいたします。学校のほうでは、まず、どのような体制を、本区だったら取っているのでしょうか。

指導課長

はい。指導課長です。

いじめに関しましては、まず学校におけるいじめ対策基本法というものも作成しております。また、いじめ問題の対策委員会、校内でも設置しており、また、外部の機関も入れました健全育成サポートチームというものも学校で設置しております。校内の委員会またはこの健全育成サポートチームで重大事態であるというふうに考えられる場合には、教育委員会に報告をしていただくというような形を取っております。

堀米教育長

では、教育委員会に報告が来たと。その後どういう体制になっているかというのは、子ども総務課長、お願いいたします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

学校現場から教育委員会に報告があった事案で、重大事態であってもそうでなかったにしてもどういった対応が必要なのかということは確認した上で、重大事態であるとか、それに類するもので、いじめの問題対策委員会の調査が必要ということを教育委員会で判断した場合は、審査命令という形でいじめ問題対策委員会のほうに審査命令を出して、そちらの委員会のほうで外部の人が中心となって調査をし、いじめの重大事態であったかそうでなかったかも含めて調査をし、見解を出します。その見解を出してもらったものをまた教育委員会のほうにフィードバックして、教育委員会としてどう取り扱うかというのを決めていただくこととなります。そこで重大事態というふうな判断がありましたら、区長部局のほうに報告をし、その取扱いを区長部局のほうでまた判断をいたします。なお、重大事態と教育委員会が判断した場合には公表するというところで、その公表するに当たっては、被害を訴えた方に、公表の内容であるとか範囲について確認した上で公表をいたします。もちろん被害に遭った方が公表しないでほしいというご意見があった場合には、公表しないということもあり得ます。そのような段取りとなっております。

堀米教育長

ありがとうございます。

区長部局のほうの委員会もございますよね。

子ども総務課長

はい。区長部局は、区長が教育委員会から重大事態の発生があったということで報告を受けたときに、区長部局側のいじめ問題調査委員会での調査が

必要という判断をしたら、教育委員会の調査に不足があるというようなことですね、そういう判断をしたときにはそちらの調査委員会が立ち上がるという形になってございます。

堀米教育長 あってはいいませんが、あった場合にそのような体制を、今、学校、教育委員会、それから区長部局というラインで、一応確認はできております。これが活用にならないほうがいいのですけれども、そういった危機管理ということで考えられております。

金丸委員 よろしいでしょうか。

今みたいな形で制度ができていうことは私も理解しているのですが、実は非常にいろいろな問題が起きてきて、例えば対策チームで結論を出しても、校長の判断とか、それからPTAを含めた検討委員会みたいなところでの判断でそれを先延ばしにしてしまうというようなこともあって、どういう段階でどういうものは出したらいいか悪いかということをやはりある程度決めておかないと、せっかく調査したその結論が先送りになりやすいという感じをちょっと受けております。

堀米教育長 その辺の先送りがならないような形で進行というのは、やはり大事になってくるかなというふうに思っております。

それでは、次のこれはハザードマップの関係なのですが、浸水を想定される、特に保育園ですか。これについてはどこですか。子ども支援課。

では、子ども支援課長、お願いします。

子ども支援課長 すみません。子ども支援課長です。

ちょっと確認をさせていただきたいのですが。

堀米教育長 ハザードマップのところに入っている、そこまでは一応区のほうで上がっているのですが、そこに、より低地の辺り、川がありますので、全く千代田区もないということは言えませんので、では、その辺また子ども支援課長、また調査したら、後でいいですからお願いいたします。

子ども支援課長 はい。ありがとうございます。

基本的には垂直避難という形にはなるのですが、地区内残留地区ということもあり、ちょっと広域的な避難というのが想定されていませんので、ちょっと確認の上、また改めてご報告させていただきます。

俣野委員 はい。よろしく申し上げます。

指導課長 教育長、指導課長です。

堀米教育長 指導課長、どうぞ。

指導課長 今回の件につきまして、学校・園の状況をお伝えしてもよろしいでしょうか。

堀米教育長 はい。お願いします。

指導課長 はい。先ほどお話しいただきましたハザードマップのところに該当する学校・園につきましては、新規での該当というところでは3校・園というふうに認識をしております。その3校・園につきましては、新たに避難計画を策定いたしまして提出していただくというようなところを求めているところで

す。また、学校・園におきましては、月1回、確実に避難訓練を行う。この避難訓練も、様々なケースを想定した避難訓練を行うということで実施をしております。また、東京都から発行されております「マイ・タイムライン」というような冊子もございますので、そちらも活用しながら、様々な有事に備えて、避難訓練をしているというような状況でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

月1回、安全指導の日でしたか、名称が。教育課程の中に入れなければいけないというようなことになっておりますので、それに応じて学校は実施しているということだと思います。

ありがとうございました。

それでは、給食費の関係ですが、学務課長、これについていかがでしょうか。

学務課長

はい。学務課長です。

金丸委員ご指摘のとおり、現在、じわりじわりと、様々な食材の値上がり、それから今後大きく小麦粉等をはじめとして、不足、世界的な問題、そして流通も滞ってきているという情報は入ってきております。私ども学務課のほうで各校・園と、そういった情報を交換、共有しております。それで、現在の実情としては、まだ非常に厳しい状況までは来ておりません。ただ、楽観できない状況であることは間違いございません。ということで、各校・園、栄養士を中心に、そういった日々動向を注視しつつ、今後のそういった食材の価格の値上がりや、それから給食に対しての直接どういった影響が出るということをしかりと分析した上で対策を講じていこうと、今、各校・園で考えているところでございます。また、報告すべきところはリアルタイムにご報告してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

堀米教育長

はい。学務課長ありがとうございました。

この点についてよろしいでしょうか。いいですか。

ほかに情報提供ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

大塚企画室長、体育祭については何か情報がありましたらお願いします。

九段中等教育学校経営企画室長

5月20日の体育祭ですが、現時点ではっきり決まっているわけではないのですが、ライブは難しいと。ただ、録画では放送したい意向ではあるということで、今、調整中とのことでした。

以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

一応実施の方向では行っているということですね、体育祭については。

九段中等教育学校経営企画室長

はい。そのとおりです。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

それでは、本日の教育委員会は、以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。